

平成31年3月1日

クラブ代表者 様

長崎市バドミントン協会
会長 田中貞夫

個人登録について（お知らせ・お願い）

標記のことについて、平成31年度の個人登録の手続きを下記のとおりとしますので、よろしくお願いいたします。

<31年度の登録についての注意事項>

- ・26年度までは年度ごとに登録番号が変わりましたが、27年度からは年度に関わらず配番された番号がその人の番号となっています。永久に変わりません。
番号は変わりませんが、毎年登録申請をし、登録料を納めないと登録とはなりません。
 - ・登録番号は日本バドミントン協会が配番することになっています。そのため、登録番号を持たない方が新規登録をしてもすぐに番号をお知らせすることができません。また、番号は持っていないでも各郡市協会に登録をして日本バドミントン協会にデータが届くまでに時間がかかります。全国大会等に参加する場合、登録していないと申込み自体が受付できなくなることが考えられます。（日本バドミントン協会に登録データがあるため）
- 31年度中に大会に参加予定の方は、必ず早めに登録申請をしてください。**

<個人登録用紙について>

基本的には長崎県下統一の用紙ですが、一部各協会独自の部分があります。

- * 平成31年度 長崎県バドミントン協会登録用紙（長崎市バドミントン協会用）
 - ・長崎市協会への登録は、協会規約（下記《第2条》）に基づいて行います。
 - ・登録用紙に記入に関する注意事項を記載していますので、参照してください。
 - ・新規の場合は、すべて記入してください。
 - ・登録後、年度途中で変更の場合は、登録番号・氏名・変更箇所を記入してください。（結婚による氏名変更等により会員証の再発行を希望される場合は、【会員証再発行依頼書】が必要です。）
 - ・長崎市協会以外の協会・連盟に所属している場合は、備考欄に該当協会・連盟名を記入してください。（後述<他協会と重複して登録する場合>参照）

☆参考 《長崎市バドミントン協会規約》

第2条 本会は、アマチュア競技団体とし、次にかかげるバドミントン愛好者で組織する。

- (1) 長崎市内に居住する者
- (2) 長崎市内に勤務する者又は在学する者
- (3) 長崎県西彼杵郡（旧 西彼杵郡を含む）に居住する者で、本会に登録を希望する者
- (4) 過去に第1号から第3号に該当した者で、本会が特に登録を認めた者

<会員証について>

- ・登録番号は変わりませんので、配布されている会員証は大切に保管してください。
万一、破損・紛失された場合の再発行は有料となるので気を付けてください。結婚等による氏名の変更については、無償で再発行できます。【会員証再発行依頼書】と会員証を提出してください。
- ・紛失等により再発行を希望される場合は、【会員証再発行依頼書】を提出してください。再発行時の内容によって会員証の添付・再発行手数料等が必要となるので、依頼書をご確認ください。
- ・30年度に登録されている方でも、まだ日本バドミントン協会から会員証が届いていない方いらっしゃいます。届き次第お送りします。

<個人登録の時期>

日本バドミントン協会の登録の関係で、年度内に大会に出場する予定のある方は全員、4月末までに登録してください。

追加で登録することもできますが、上記<注意事項>のとおり日本バドミントン協会にデータが届くまでに時間がかかるので、ご協力をお願いします。

ただし、4月14日のムーリン杯・松浦杯争奪バドミントン大会に参加される方は、大会申込締切りの3月27日（水）までに登録してください。

特に31年度内に全国大会・九州大会に参加予定の方は、長崎市に登録しても、日本バドミントン協会への登録は長崎県協会を経由することになるので時間がかかります。大会の締切りに間に合わない場合もありますので、できるだけ3月27日（水）までをお願いします。

<登録の流れ>

- ① 各クラブから長崎市協会へ登録。（基本的に4月末までに）
 - * 長崎県バドミントン協会登録用紙（長崎市バドミントン協会用）送付する登録用紙には登録番号が入っていますので、各クラブ代表者は控えを取って保管してください。長崎市協会で、各クラブからの登録をもとに県協会へ登録手続きを行います。
- ② 県協会から、新規登録の登録番号が市協会に届いたら、各クラブへ連絡します。（本人に通知し、各クラブ代表者は登録番号を控えて管理してください。）
- ③ 県協会から新規登録の会員証が市協会へ届いたら、各クラブに配布します。
登録番号は変わらないので、毎年度は届きません。届いた会員証はずっと本人が保管することになります。（紛失・破損等による会員証の再発行は有料となります。）
- ④ 各大会の申込用紙には登録番号の記入欄がありますので、必ず登録番号を記入してください。
- ⑤ ④の大会申込時に新規登録の場合は登録番号の記入ができませんので、新規と記入し、必ず登録用紙を添付し登録してください。後日上記流れにそって、登録番号を連絡、会員証をクラブ代表者にお送りします。次回から登録番号を記入してください。

<31年度登録の団体>

30年度に登録しているクラブへは、30年度に登録された方を印字しています。
お送りしている用紙を下記のとおり確認・処理していただき、返送してください。
(新たに打ち替えないでください。)
*別紙、登録用紙の注意事項を参照してください。

- ◎ 31年度も登録する方 → ○を記入してください。
 - ・内容に変更がない → そのままで結構です。
 - ・内容に変更・間違いがある → 赤で訂正・追記してください。
(審判員・指導員の資格も必ず確認してください。)
- ◎ 31年度の登録をしない方 → 赤で消してください。
- ◎ 31年度新規で登録される方は、空欄か別の用紙にすべて記入してください。
登録番号をお持ちの方は登録番号も記入してください。
- ◎ 今回お送りしている登録用紙には、30年度未登録の方も印字していますので
その中で31年度登録される方は、登録欄に○をしてください。

* 送付先 〒850-0841 長崎市銅座町3-15 船本幸子
* 送付締切 平成31年3月27日(水)(登録料の振り込みも)
* 振込先 十八銀行 本店営業部 普通預金 口座番号640153
長崎市バドミントン協会 船本幸子 (フナト サチ)

<他協会・連盟と重複して登録する場合> (県協会・日本協会の登録料(1700円)が重複します。)

- ◎ 長崎市協会に登録していて他協会・連盟にも登録する場合は、後で登録する協会にご相談ください。(各協会によって手続き方法が異なると思います。)それで処理できなければ長崎市協会にご連絡ください。
- ◎ 他協会・連盟に登録していて長崎市協会に登録する場合は、登録料は600円(長崎市協会分)のみとなり、登録用紙が必要です。登録用紙には<市のみ>とし、備考欄に登録されている協会・連盟名を記入してください。
- ◎ 後日重複に気づいた場合は、返金手続きをしますので連絡してください。(確認が遅れたり、また返金方法によっては返金の時期が遅れることがあります。)
- ◎ 返金処理等については、各クラブ代表者を通じて行いますのでご了承ください。
- ◎ 重複が県協会で確認された場合は、県協会から返金されることがあります。

☆ 問い合わせ先

船本幸子 電話 095-826-7653
携帯 090-4580-8253